

個人情報取扱委託事務概要書

令和2年4月1日現在

事務の名称	団体内統合利用番号連携サーバ社会保障・税番号制度対応業務 (個人情報取扱事務登録簿 登録番号 ー)	
事務の目的	団体内統合利用番号連携サーバの保守を行うこと。	
所管課	総務部 総務・債権管理課	
対象者		
受託者の名称	富士通株式会社関西支社	
委託事務の内容	団体内統合利用番号連携サーバ（既存業務システムにて利用している宛名番号を団体内統合利用番号として管理し、団体内統合利用番号及び個人番号を統一的に管理するシステム）へのデータ標準レイアウト改版適用作業を業務委託するもの。	
基本的事項	経歴の状況	財産等の状況
■個人番号 ■氏名 ■性別 ■生年月日等 □本籍・国籍 ■住所 ■電話番号 □	□学業・学歴 □職業・職歴 □資格 □賞罰 □成績・評価 □職業上の地位 □ □	■所得・収入 □資産の状況 ■課税・納税 □取引の状況 □債務の状況 □口座番号 □ □
心身の状況	生活の状況	制限記録項目
□家族状況 □運動能力 □健康状態 □傷病歴 □障害 □写真 □	□家族状況 □親族状況 □婚姻 □社会的活動 □趣味・嗜好 □ □	□思想・信条・宗教 □人種・社会的身分 □犯罪に関する事項 □審議会意見事項 □ □
備考		



業務番号	
------	--

業務委託契約書



大阪府島本町

業務委託契約書

1	委託業務の名称	令和2年度団体内統合利用番号連携サーバ社会保障・税番号制度対応業務											
2	履行場所	島本町役場											
3	履行期間	令和2年4月1日から令和2年9月30日まで											
4	業務委託料			十億			百万			千		円	
							2	0	3	5	0	0	0
4	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額												
							1	8	5	0	0	0	0
5	契約保証金	☐ 契約保証金 円 ☐ 契約保証金に代わる担保の提供（保証の額 円） ☐ 有価証券等の提供（島本町財務規則第98条第1項）☐ 金融機関等の保証（島本町財務規則第115条第2項第1号）☒ 免除（島本町財務規則第117条第3号による。） ☐ 公共工事履行保証証券による保証（保証の額 円）☐ 履行保証保険契約の締結（保証の額 円）☐ その他											
6	適用除外条項												

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号
発注者 島本町
代表者 島本町長 山田 紘平

大阪府中央区城見二丁目2番6号
受注者 富士通株式会社 関西支社
支社長 梅原 洋



(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

3 発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者又は第12条に定める受注者の業務責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との間で協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

8 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、茨木簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(法令上の責任等)

第2条 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令（社会保険・労働保険に関する法令を含む。）の規程を守り、善良な管理者の注意をもって業務を履行しなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

第3条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

第4条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと認めた場合はこの限りでない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。

この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第5条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当核保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

5 第1項の規定にかかわらず、発注者がその必要がないと認めたときは、受注者は、同項各号に掲げる保証を付することを要しない。

6 第1項の規定により、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は当該保証契約をもって、この契約に基づき受注者が負担する賠償金、損害金又は違約金等に充当することができる。この場合において、なお不足があるときは、当該不足の額についてさらに請求する。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第7条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者は、発注者の承諾なく、設計図書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前2項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

4 前3項の規定は、この契約が終了した後においても、同様とする。

(一括再委託等の禁止)

第8条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ

め、書面により発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

4 受注者は、第2項により第三者に委任し、又は請け負わせた場合、発注者に対し、その第三者の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うものとする。

(特許権等の使用)

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権の発明等)

第10条 受注者は、業務の遂行にあたり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、書面にて発注者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続き及び権利の帰属等に関する詳細については、発注者と受注者とが協議して定める。

(監督職員)

第11条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する業務を完了させるための受注者又は受注者の業務責任者に対する業務に関する指示

(2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(業務責任者)

第12条 受注者は、業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(特定個人情報を取扱う者)

第12条の2 受注者は、業務の履行において、特定個人情報を取扱う場合には、特定個人情報を取扱う者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

(業務責任者等に対する措置請求)

第13条 発注者は、業務責任者又は受注者の使用人若しくは第8条第2項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第14条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第15条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

第16条 削除

(条件変更等)

第17条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問

回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第18条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第20条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る受注者の提案）

第20条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第21条 受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了すること

ができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第23条 履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第24条 業務委託料の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

(臨機の措置)

第25条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第26条 業務の完了前に、業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項又は第27条の2第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第27条 業務の実施に伴い第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第27条の2 業務を完了する前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で、発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、仮設物又は作業現場に搬入済みの器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（仮設物又は作業現場に搬入済みの器具であつて立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち、業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、損害を受けた仮設物又は器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における業務に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第28条 発注者は、第9条、第16条から第22条まで、第25条又は第26条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第29条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 発注者は、第2項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が業務報告書の引渡しを申し出たときは、直ちに当該業務報告書の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを業務委託料の支払い完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして前5項の規定を準用する。

(減価採用)

第30条 前条第6項の規定に関わらず、検査の結果、当該履行内容に僅少の不備がある場合で発注者がその使用上重大な支障がないと認め、かつ、期限その他の条件から履行が困難と認めたときは、相当の価格を減価の上、これを採用することができる。減価の額は発注者が定める。

(業務委託料の支払)

第31条 受注者は、第29条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 発注者が、その責めに帰すべき事由により第29条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分払)

第32条 受注者は、業務の完了前に、既に業務を完了した部分（第29条第2項の規定により検

より業
、業務
場合に
日から
なけれ
事由が
定め、
前項の
設計図
受注者
5こと
を申
斗の支
を請求
なければ
用する。
トで発
ことき
こと
委託
きは、
1」と
数を
みな
り検

査職員の検査に合格したもの。以下「既履行部分」という。) 相応する業務委託料相当額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を書面により発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 業務委託料相当額 $\times$ (9/10) (債務が性質上不可分の委託契約)

部分払金の額 $\leq$ 業務委託料相当額 (債務が性質上可分の委託契約)

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額からすでに部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

(部分払金の不払に対する業務中止)

第33条 受注者は、発注者が第31条又は第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中断した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(債務不履行に対する受注者の責任)

第34条 受注者は、業務について、この契約に定められたとおり履行できないことが明らかになったときは、遅滞なく発注者に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた場合、又は受注者がこの契約に違反したことが明らかになった場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその履行の追完を請求し、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求し、又はその履行の追完に代えて損害の賠償を請求することができる。ただし、債務の不履行が受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、発注者は、損害の賠償を請求することができない。

- 3 前項の規定は、第37条第1項及び第2項に定める解除権の行使を妨げない。

- 4 第2項において、受注者が負うべき責任は、第29条第2項又は第32条第3項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第35条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合に

において、発注者が履行期間後に完了する見込があると認めたときは、発注者は、延滞違約金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の延滞違約金の額は、業務委託料（第30条の規定に基づき減価したときはその減価後の金額）から第32条に規定する部分払に係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第31条第2項又は第32条第5項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（不当な取引制限等に係る損害賠償の予約）

第36条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の業務委託料10分の2に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

(1) 受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（同法第7条の2第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。）をいう。以下同じ。）を受け、これらが確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）。

(2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が、示された場合を除く。）に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。

(4) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

2 前項の場合において、受注者がこの契約について行った独占禁止法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反する行為又は受注者若しくは受注者の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第96条の6に規定する行為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。

3 第1項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払いの日から支払の日における民事法定利率（民法第404条第3項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。）の割合による利息を付さなければならない。

（発注者の解除権）

第37条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履

金の支 行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、当
該不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 価後の
応じ、
8条第
業務委
契約日
決定す
- (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 履行期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みが明らかにないと認められるとき。
 - (3) 正当な理由なく第34条第2項に定める追完がなされないとき。
 - (4) この契約の履行にあたり発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 前各号のほかこの契約事項に違反したとき。

2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに契約の
解除をすることができる。

- して、
ればな
とする。
和22
すると
62条
までの
れらが
きを含
にお
- (1) 第6条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずに本契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (2) 受注者の債務の全部が履行不能であるとき。
 - (3) 受注者がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思
を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないと
き。
 - (5) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約
をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過し
たとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、受注者がその債務を履行しない
又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 受注者が第43条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - (8) 島本町暴力団排除条例（平成26年島本町条例第8号。以下「暴力団排除条例」とい
う。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定
する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係
者（以下「暴力団密接関係者」という。）に、本契約から生じる債権を譲渡したことが
判明したとき。
 - (9) この契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
 - (10) 発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
 - (11) 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき。

3 前各項各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、
契約の解除をすることができない。

（誓約書の提出）

第38条 受注者及び暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」と
いう。）は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を、
発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限
りでない。

（暴力団排除に伴う契約の解除）

第39条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちにこ
の契約を解除する。

- の履
- (1) 暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、
その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に

該当すると認められたとき。

- (2) 暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人との契約の解除の求めを拒否したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第40条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

- (1) 第37条の規定によりこの契約が解除された場合（受注者の責めに帰することができない事由による場合を除く。）

- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(契約解除に伴う損害賠償金)

第41条 前条第1項に規定する場合（前条第2項によりみなされた場合を含む。）において、発注者に生じた損害額が、前条第1項に規定する違約金の額を超える場合には、受注者は超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(業務完了前の発注者の任意解除権)

第42条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第37条第1項、同条第2項及び第39条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第43条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第18条の規定により設計図書等を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

- (2) 第19条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、前項各号に掲げる事項が発注者の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(解除の効果)

第44条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第32条に規定する部分払に係る部分については、この限りでない。

(解除に伴う措置)

第45条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、この契約が解除された場合において、器具、仮設物その他の物件（第8条第2項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

3 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下本項及び次項において「撤去費用等」という。）は、受注者が負担する。

4 第2項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等を負担しなければならない。

5 第1項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第37条又は第39条の規定によるときは発注者が定め、第42条又は第43条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(保険)

第46条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第47条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期日を経過した日から業務委託料の支払いの日まで年2.6パーセントの割合で計算した利息を付した額を発注者の支払うべき業務委託料から相殺し、なお不足があるときは追徴することができる。

2 前項の追徴をする場合において、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.6パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収することができる。

(人権啓発研修)

第48条 受注者は、この契約に基づき受託業務に従事する者が基本的人権について正しい認識を持って当該業務を遂行できるよう、人権啓発に係る研修を行うものとする。

(個人情報の保護)

第49条 受注者は、個人情報の保護に関し、島本町個人情報保護条例（以下「条例」という。）

第16条第1項に基づく次の事項を順守しなければならない。

- (1) 提供資料等の厳重な保管及びその運搬にあたっては責任者が細心の注意を持って行うこと。
- (2) 提供資料等の目的外利用の禁止
- (3) 提供資料等の複写及び複製の禁止
- (4) 事故発生時の報告の義務

(5) 提供資料等の返還義務

(6) 知り得た個人情報に関し、条例第28条等の罰則の規定に抵触したときは処罰される場合がある。

(消費税等額の変動)

第50条 この契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。

(契約外の事項)

第51条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

5 場合が

て消費
金額に

て定め

仕様書

本仕様書は、島本町（以下「発注者」という。）から富士通株式会社（以下「受注者」という。）へ委託された、「令和2年度団体内統合利用番号連携サーバ社会保障・税番号制度対応業務」による対象業務を、受注者が受託するにあたり受託内容について発注者と受注者で確認するものです。

件名(対象業務名)

令和2年度団体内統合利用番号連携サーバ社会保障・税番号制度対応業務

[内 容]

- 別表1. 作業内容
- 別表2. 契約の前提となる条件
- 別表3. 対象システムの範囲
- 別表4. 発注者と受注者との役割分担
- 別表5. 主任担当者および推進体制図
- 別表6. 受注者の作業のために発注者が貸与するドキュメント
- 別表7. 納入物品一覧
- 別表8. 作業環境、貸与設備、貸与ソフトウェア等
- 別表9. 検査期間
- 別表10. 著作権の取扱い
- 別表11. その他

別表1. 作業内容

1. 1 作業概要

社会保障・税番号制度において、令和2年6月から予定されているデータ標準レイアウト改版に伴うデータ連携に対応するため、中間サーバと連携する、団体内統合利用番号連携サーバにおいて、新データレイアウトの各副本情報での登録・連携が行えるように、事前準備、データ標準レイアウト改版対応レベルアップ適用、システムテスト、中間サーバ向け副本再登録、本稼切替作業を行う。

1. 2 作業内容

◇ 令和2年度 番号連携サーバデータ標準レイアウト改版対応

本作業として、以下と行うものとする。

- ① 事前準備、影響調査
 - ・パッケージ対応概要、機能確認
- ② テスト環境レベルアップ適用作業
 - ・データ標準レイアウト改版対応パッケージ適用作業(テスト環境)
- ③ システムテスト
 - ・データ標準レイアウト改版対応パッケージ機能テスト作業
 - ・副本データ登録テスト(※接続テストのみ(機関間テストは除く))
- ④ 本番環境レベルアップ適用作業
 - ・データ標準レイアウト改版対応パッケージ適用作業(テスト環境)
- ⑤ 中間サーバ向け副本再登録
 - ・中間サーバ向け副本再登録、登録確認
- ⑥ 本稼働切替、確認支援
 - ・本番適用後立会い、確認支援
- ⑦ プロジェクト管理作業
 - ・スケジュール管理、QA管理、課題管理

以 上

表2. 契約の前提となる条件

前提条件]

- 1) 対象システムについて
 - ・MICJET番号連携システム
- 2) 作業内容について
 - ・「1. 2 作業内容」に記載した作業を受託範囲とします。
- 3) 実施期間について
 - ・契約締結時から、令和 2年 9月末 までとします。
- 4) その他
 - ① 本作業は、令和 2年 6月に予定されている、番号制度のデータ標準レイアウト改版対応であり、令和 2年度に出荷される対応パッケージのレベルアップ適用作業、システムテスト、副本再登録、本番切替を行います。
 - ② 本作業は、島本町様で運用されている番号連携サーバシステムへのパッケージ標準適用とします。
 - ③ 連携対象となるデータは、現在島本町様でシステムから連携している各業務システムとなります。手入力している情報は対象外、その他、現在システムで連携していない情報も対象外とします。
 - ④ 本件に伴い、本番のネットワーク環境の変更等が発生した場合、それらについては含まれておりません。
 - ⑤ システムテストについては、対応パッケージ機能テストと副本登録テスト(接続テストの一部)のみ実施します。そのため、機関間のテストは実施しません。
 - ⑥ 今後、国の動向や法解釈、法改正等の影響により、全体的な作業項目、実施時期の見直し等が発生した場合、再見積を行うものとします。
 - ⑦ 本作業内容及び前提条件に変更があった場合には、別途貴町と作業内容及び前提条件を確認いただき、再見積を行うものとします。

表3. 対象システムの範囲

ハードウェア]

- ・ MICJET番号連携サーバ

ソフトウェア]

- ・ MICJET番号連携システム

別表4. 発注者と受注者との役割分担

(凡例)○:作業実施、△:支援・確認等、□:承認、—

No.	作業項目	作業内容	発注者 (貴町)
1	スケジュール策定、仕様説明	スケジュール調整及びパッケージ機能説明、仕様確認	○
2	レベルアップ適用作業	データ標準レイアウト改版対応レベルアップ適用作業	—
3	システムテスト作業	機能テスト作業、副本登録テスト作業	△
4	中間サーバ向け副本再登録	中間サーバ向け副本再登録、登録確認	△
5	本稼働切替、確認支援	本番切替作業、適用後確認支援	△
6	プロジェクト管理作業	システム切替準備、切替作業、確認支援	△

□:承認、

発注者 (貴町)	○
	—
	△
	△
	△
	△

別表5. 主任担当者および推進体制図

島本町 様

プロジェクト責任・管理者
総務・債権管理課
中嶋課長 様

プロジェクトリーダー
総務・債権管理課
久保田 様

富士通

プロジェクト責任者
富士通
マネージャー) 
プロジェクト責任者
富士通
エキスパート) 

プロジェクトリーダー
富士通 

作業担当者
富士通
担当者

※上記は基本的な窓口の人員数であり実作業に関しては作業量に応じて随時増員
・変更して対応を行います。

別表6. 受注者の作業のために発注者が貸与するドキュメント

無し

表8.

[作業
・ 貴][貸与
・ MI
・ MI
・ 業
・ 貴]

別表7. 納入物品一覧(パッケージドキュメント+本改修での対応部分を対象とします)

No	名 称	数量	形式	納入日	検査期
1	番号連携サーバデータ標準レイアウト改版対応システム変更仕様書	1部	文書	作業完了時	納入後10
2	作業完了報告書	1部	文書	作業完了時	納入後10
	以 下 余 白				

表8. 作業環境、貸与設備、貸与ソフトウェア等

[作業実施場所]

- ・ 貴町指定の作業場所

[貸与設備]

- ・ MICJET番号連携サーバシステム ソースプログラムモジュール
- ・ MICJET番号連携サーバ機器
- ・ 業務開発端末(デスクトップパソコン、ノートパソコン)
- ・ 貴町管理マニュアル

ます

食査期

後10

後10

別表9. 検査

受注者の納入物品に関する検査は、別表7に定める個々の納入物品毎に行うものとします。その検査期間は別表7に定める「検査期間」と同期間とします。

なお、発注者の受注者に対する検査合格証の交付は、別紙「作業完了報告書」で行うものとし、全ての納入物品の検査合格後に一括して行うことができるものとします。

別表10. 著作権の取扱い

1. 本契約に関連して発注者に供給される著作物(以下、総称して著作物という)に関する著作権は、受注者、供給元その他の著作権者(以下、著作権者という)に帰属するものとし、発注者に移転しないものとします。
2. 発注者は、著作権者から許諾を受けた場合を除き、著作物の複製、改変その他著作物にかかわる著作権侵害となる行為を自ら行なわないことはもちろん、その他の第三者に対し、著作物にかかわる著作権侵害となる行為を許諾してはなりません。よって納入物は、島本町様番号連携サーバシステム以外での使用は認める事は出来ません。

別表11. その他

債務不履行責任について

発注者または受注者は、本基本契約または個別契約に基づく債務を履行しないことにより、相手方に損害を与えた場合、発注者および受注者によるその損害額等について協議のうえ、損害発生の直接の原因となった個別契約に定める作業に対する代金相当額を限度として賠償責任を負うものとします。

本項により、責任を負う期間は、当該個別契約に定める作業完了日から1年間とします。



特定個人情報の取扱いに関する覚書

島本町（以下「発注者」という。）と富士通株式会社関西支社（以下「受注者」という。）は令和2年度番号連携サーバ番号制度データ標準レイアウト改版対応業務委託契約（以下「原契約」という。）に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第10項に定める個人番号利用事務又は同条第11項に定める個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部を委託した場合において、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、以下のとおり覚書を締結する。

（定義）

第1条 本覚書における用語の定義は、島本町個人情報保護条例（以下「条例」という。）及び番号法に定めるところによる。この場合において、条例第4条及び番号法第2条の双方に定めがある用語の定義については、条例の定めるところによる。

（特定個人情報の取扱いの委託）

第2条 発注者は、個人番号利用事務等を実施する上で必要な最小限度において、特定個人情報を受注者に取扱わせるものとする。

（秘密保持義務）

第3条 受注者は、原契約に基づき実施する個人番号利用事務等（以下「本件業務」という。）において取り扱う特定個人情報（以下「本件特定個人情報」という。）を、発注者の書面による事前の承諾を得ることなく、本件業務を実施する以外の目的で、利用し、複写し若しくは複製し、又は加工してはならない。

2 受注者は、第7条により発注者が許諾した再委託先に提供する場合及び本件業務を実施するために必要がある場合を除き、本件特定個人情報を他に提供し、又は漏えいしてはならない。

（持出しの禁止）

第4条 受注者は、本件特定個人情報を、本件業務を実施するために必要がある場合を除き、発注者の書面による事前の承諾を得ることなく、受注者の事業所内から持ち出してはならない。

（目的外利用の禁止）

第5条 受注者は、本件特定個人情報を、本件業務を実施する以外の目的に利用してはならない。

（安全管理措置）

第6条 受注者は、本件業務の遂行にあたり、本件特定個人情報の漏えい、滅失

又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止のために合理的と認められる範囲内で、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

- 2 発注者及び受注者は、発注者が前項に定める安全管理措置の具体的内容を指定しようとする場合、本件業務の内容、規模及び対価を考慮し、協議を行うものとする。

（再委託）

第7条 受注者は、本件業務を実施する上で、本件業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託（以下「再委託」という。）することができる。この場合、受注者は発注者に対し、再委託する旨、再委託先の名称及び住所を事前に書面により通知し、発注者の書面による許諾を得なければならない。

- 2 受注者は、再委託する場合、再委託先に対して、第6条に定める安全管理措置その他の本覚書に定める受注者の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（漏えい事案等の発生時の対応）

第8条 受注者は、本件特定個人情報の漏えい等の事案が発生した場合、又は発生した可能性がある場合には、直ちに発注者に報告するものとする。この場合、発注者及び受注者は、事故の拡大及び再発を防止するために合理的に必要と認められる措置を講じなければならない。

- 2 前項の場合において、発注者及び受注者が講ずべき措置については、安全管理措置の実施状況、事案によって本人が被る権利利益の侵害の状況、事案の内容及び規模等に鑑み、発注者と受注者が協議の上定めるものとする。

（損害賠償）

第9条 受注者は、自己の責に帰すべき事由により、本件特定個人情報の漏えい等の事故が発生し、発注者に損害が生じた場合、原契約に従ってこれを賠償する責任を負うものとする。

（特定個人情報の返却・廃棄）

第10条 受注者は、本件業務が終了したとき、又は発注者の求めがあるときにはいつでも、発注者の指示に従い、本件特定個人情報（その複製物及び複写物を含む）の全てを発注者に返却し、又は復元できない手段で廃棄若しくは削除しなければならない。

- 2 受注者は、前項の廃棄又は削除について記録に残さなければならない。
- 3 受注者が第1項の廃棄又は削除を行った場合、受注者は、発注者に対し、速やかに廃棄又は削除を行った旨の証明書を交付しなければならない。

（責任者）

第11条 受注者は、本件業務を実施するにあたり本件特定個人情報の取扱いに関する管理責任者を定め、発注者に報告するものとする。

(従業者に対する監督・教育)

第12条 受注者は、本件業務に従事する従業者（受注者の組織内にあって直接間接に受注者の指揮監督を受けて受注者の業務に従事している者をいう。従業員、取締役、監査役、理事、監事、及び派遣社員等を含むがこれに限られない。以下「事務取扱担当者」という。）の範囲を明確にして発注者に報告した上で、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督・教育を行わなければならない。

2 受注者は、事務取扱担当者に対し、本件特定個人情報に関する秘密保持義務を負わせるものとする。

3 受注者は、事務取扱担当者が退職する場合、事務取扱担当者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求める等、在任若しくは在職中に知り得た全ての本件特定個人情報の返還若しくは破棄を義務づけ、漏えい等を防止するために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(本人に対する責任等)

第13条 発注者は、本件特定個人情報に、適正に取得されたものであることを保証するとともに、受注者に本件特定個人情報を取り扱う業務を委託することについて、本人に対して責任を負う。

2 受注者は、本人から本件特定個人情報の開示、訂正、追加若しくは削除等の請求を受けた場合、又は行政機関、司法機関等、本人以外の第三者から本件特定個人情報の提供を要請された場合、速やかに発注者に通知するものとする。この場合、受注者は、本人又は本人以外の者の請求又は要請に直接応じる義務を負わず、発注者が自己の費用と責任をもって対応するものとする。

(報告及び実地調査)

第14条 受注者は、発注者に対し、本覚書締結日から1年が経過するごとに、本覚書内容の遵守状況について書面により報告しなければならない。

2 発注者は、安全管理措置の実施状況を確認するために必要な限度において、受注者に対する書面による事前の通知により、実地の調査の受入れを求めることができる。この場合、受注者は、本件業務の実施に支障が生ずるときその他の正当な理由がある場合を除き、発注者の求めに応じるものとする。

3 前項の調査にあたり、受注者は発注者に対して、受注者の営業秘密（不正競争防止法第2条第6項に定める営業秘密をいう。）に関する秘密保持義務等について定めた秘密保持契約の締結を求めることができるものとする。

4 発注者は、第2項の調査のために受注者の事業所等への入館が必要となる場合、受注者所定の入退館等に関する規則に従うものとする。

5 受注者は、発注者による第2項の調査が通常範囲を超えると判断するとき

は、発注者及び受注者で協議の上、調査の受入れのために受注者が要した費用を発注者に請求することができるものとする。

(有効期間)

第 15 条 本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から本件業務の終了の日までとする。

2 前項の定めにかかわらず、第 3 条、第 9 条、第 10 条、第 13 条、第 16 条及び第 17 条は、本覚書終了後も有効に存続するものとする。

(原契約との関係)

第 16 条 本覚書に定めのない事項については、原契約の定めるところによる。

(合意管轄)

第 17 条 本覚書に関する紛争については、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 18 条 本覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い発注者及び受注者で協議し、円満に解決を図るものとする。

令和 2 年 月 日

住 所 大阪府三島郡島本町桜井二丁目 1 番 1 号
発注者 島本町

氏 名 代表者 島本町長 山 田 紘 平



印

住 所 大阪府大阪市中央区城見二丁目 2 番 6 号
受注者 富士通株式会社 関西支社

氏 名 支社長 梅 原 洋 二

